

浜の活力再生プラン推進事業交付要綱

〔平成 29 年 3 月 27 日付け 28 水港第 3290 号〕
〔農林水産事務次官依命通知〕
一部改正 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 水港第 3137 号

(通則)

第 1 浜の活力再生プラン推進事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付については、浜の活力再生プラン推進事業実施要綱（平成 29 年 3 月 27 日付け 28 水港第 3289 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 この交付金は、漁業所得の向上を通じて漁村の活性化を図ることを目的として交付するものとする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に掲げる要件を満たす地域水産業再生委員会（以下「交付対象事業者」という。）が行う浜の活力再生プラン推進事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費に対する交付率は定額とする。ただし、交付限度額は、浜の活力再生プラン 1 計画につき 50 万円とする。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副 2 部を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第 10 を除き以下同じ。）に提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 交付対象事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 交付対象事業者は、交付対象事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、水産庁長官に届け出なければならない。

2 交付対象事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 交付対象事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 交付対象事業者の変更
- 3 国庫補助金の増

(事業遅延の届出)

第11 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速や

かに交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付金の支払)

第12 交付金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、交付対象事業者からの請求により、必要と認められる金額については、水産庁長官が別に定める概算払請求書により概算払をすることができる。

(状況報告)

第13 交付対象事業者は、交付対象事業の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、交付対象事業者は、交付対象事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を職員に行わせ、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.

95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 16 大臣は、第 9 第 1 項第 2 号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付対象事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象事業者が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 17 交付対象事業者は、交付対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 18 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認による処分については、第 17 第 2 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第 19 交付対象事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度か

ら起算して5年間保管しなければならない。

- 3 交付対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 浜の活力再生プラン支援事業交付要綱（平成26年2月6日付け25水港第2658号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱の規定に基づき実施された平成28年度以前の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の浜の活力再生プラン推進事業交付要綱により行うこととされている平成29年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4関係）

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代表者の役職及び氏名 印

平成●●年度において、標記事業を実施したいので、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成29年3月27日付け28水港第3290号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、下記の通り交付金の交付を申請する。

記

浜の活力再生プラン推進事業費交付金 ●●円（ ）
事業完了予定年月日 平成●●年●●月●●日

（申請時の注意）

- 以下の書類を添付すること。
 - 別記様式第1号別表
 - 実施要綱第6の事業実施計画書
 - 地域水産業再生委員会規約
- 都道府県を経由して申請する場合は、「地域水産業再生委員会名」「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。
- 消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には、「含税額」を、交付申請書類の後部に（ ）書で記載すること。

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代表者の役職及び氏名 印

平成●●年●●月●●日付け●●第●●号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成29年3月27日付け28水港第3290号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

[]

(申請時の注意)

- 以下の書類を添付すること。
 - 別記様式第1号別表（変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載）
 - 実施要綱第6の事業実施計画書（変更箇所を赤書きするなど、変更箇所が分かるように記載）
 - 地域水産業再生委員会規約
- 交付金の額が増額する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により変更したいので、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成●●年●●月●●日付け●●水港第●●号農林水産事務次官依命通知）第9の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成●●年●●月●●日付け●●水港第●●号農林水産事務次官依命通知）により、交付金●●円を追加交付されたく申請する。」とすること。
- 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」とし、本文中「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
- 都道府県を経由して申請する場合は、「地域水産業再生委員会名」「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。

別記様式第4号（第13関係）

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代表者の役職及び氏名 印

平成●●年●●月●●日付け●●第●●号をもって交付決定通知のあった事業について、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成29年3月27日付け28水港第3290号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、その遂行状況を別添のとおり報告する。

(申請時の注意)

- 1 別記様式第4号別表を添付すること。
- 2 別表中、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 都道府県を經由して申請する場合は、「地域水産業再生委員会名」「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。

別記様式第4号別表

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		平成●●年9月末日までに完了したもの		平成●●年10月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		
浜の活力再生プラン推進事業費交付金						

別記様式第5号（第14第1項関係）

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
〔 官署支出官 水産庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長) 〕

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代表者の役職及び氏名 印

平成●●年●●月●●日付け●●第●●号をもって交付決定通知のあつた事業について、下記の通り実施したので、浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成29年3月27日付け28水港第3290号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり交付金の交付を請求する。

記

浜の活力再生プラン推進事業費交付金 ●●円（ ）
事業完了年月日 平成●●年●●月●●日

(報告時の注意)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があつた場合においては、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所が分かるよう記載し添付すること。
- 3 以下の書類を添付すること。
 - (1) 別記様式第5号別表
 - (2) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
 - (3) 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し
- 4 都道府県を経由して報告する場合は、「地域水産業再生委員会名」「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。
- 5 併せて精算請求を行う場合は、宛先に「官署支出官 水産庁長官 殿」と追記すること。なお、沖縄県にあつては、「水産庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に置き換えること。
- 6 消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には、「含税額」を、実績報告書類の後部に（ ）書で記載すること。

別記様式第6号（第14第3項関係）

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代表者の役職及び氏名 印

平成●●年●●月●●日付け●●第●●号をもって交付決定通知のあつた事業について、
浜の活力再生プラン推進事業交付要綱（平成29年3月27日付け28水港第3290号農林水産事務
次官依命通知）第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成●●年●●月●●日付け●●第●●号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を
有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

{

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

{

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を
有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 都道府県を経由して申請する場合は、「地域水産業再生委員会名」「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

財産管理台帳

事業実施主体名

施設の名 称				事業実施年度 平成●●年度 農林水産省所管補助金名							処分制限期間				処分の状況	
事業細目	事業実施主体	工 種 構 造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	工 期 着 工 年月日	竣 工 年月日	経 費 の 配 分			耐用 年数	処 分 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内容	摘 要		
							総事業費	補助金	県費						市費 (町費、村費)	その他
合計																

- (注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
- 2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入してください。
- 3 「摘要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付返還額を記入してください。
- 4 この書式により難しい場合は、処分制限欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。